



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 公安委員会規則

\*10 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

### 公安委員会規則

#### 和歌山県公安委員会規則第10号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年9月25日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則(昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 警察以外の捜査機関の車両で、捜査に使用するために通行するもの

第4条第1項第3号イを削り、同号ウ中「に定める廃棄物の収集又は運搬のため」を「第2条に規定する一般廃棄物の収集又は運搬のため、市町村又は市町村長の許可若しくは委託を受けた者が」に改め、同号ウを同号イとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 次に掲げる車両で、和歌山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が交付する通行禁止除外指定車標章(別記様式第1号)を掲出しているもの

- (ア) レントゲン車、採血車及び健康診断用車両で、当該用務のために通行するもの
- (イ) 電信、電話、電気、水道、ガス又は鉄道の事業において緊急修復を要する工事又は作業のために使用する車両で、当該用務のために通行するもの
- (ウ) 法第71条第2号の3に規定する通学通園バスで、当該用務のために通行するもの
- (エ) 死者の運搬のために使用する車両で、当該用務のために通行するもの
- (オ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に定める感染症の患者の搬送、発生を予防する活動又はまん延を防止する活動に使用する車両で、当該用務のために通行するもの
- (カ) 道路の維持管理のために使用する車両で、当該用務のために通行するもの

(キ) 信号機、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備、道路標識等の設置又は維持管理のために使用する車両で、当該用務のために通行するもの

(ク) 法第51条の3第1項の規定により、警察署長が移動すべきものとして指示した車両の移動及び保管を行うために使用する車両で、当該用務のために通行するもの

(ケ) 法第108条の31第2項第7号及び第8号の規定により、警察署長の委託を受けて道路若しくは交通の状況又は道路における工作物若しくは物件の設置状況を調査するために使用する車両で、当該用務のために通行するもの

(コ) 専ら郵便法(昭和22年法律第165号)に規定する第1種郵便物、第2種郵便物、第3種郵便物及び第4種郵便物の集配のために使用する車両で、当該用務のために通行するもの

第4条第1項第3号エを削り、同条第2項中「前項第3号エ」を「前項第3号ウ」に改める。

第5条中第1項及び第2項を次のように改める。

法第4条第2項の規定に基づき、道路標識等による車両の停車及び駐車禁止並びに時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両は、令第13条に規定する緊急自動車に当該用務に使用中のものとする。

2 法第4条第2項の規定に基づき道路標識等による車両の駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 警衛又は警護に使用する車両で、当該用務のために使用中のもの
- (2) 消防用車両及び道路維持作業用自動車で、当該用務のために使用中のもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条に規定する一般廃棄物の収集を行うために市町村又は市町村長の許可若しくは委託を受けた者が使用する車両で、当該用務のために使用中のもの
- (4) 公職選挙法に定める選挙運動用又は政治活動用の自動車で、街頭演説又は街頭政談演説を行うために使用中のもの
- (5) 犯罪の捜査、交通の取締りその他警察の責務遂行のために使用する車両及び警察以外の捜査機関が捜査に使用する車両で、当該用務のために使用中のもの
- (6) 警察活動に伴い停止を求められている車両

- (7) 車両の通行の許可の手續等を定める省令第4条第1項第1号、第2号及び第7号から第12号までに規定する車両で、当該用務のために使用中のもの
- (8) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章(別記様式第3号)を掲出しているもの
- ア 電信、電話、電気、水道、ガス又は鉄道の事業において緊急修復を要する工事又は作業のために使用する車両で、当該用務のために使用中のもの
- イ 道路の維持管理のために使用する車両で、当該用務のために使用中のもの
- ウ 信号機、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備、道路標識等の設置又は維持管理のために使用する車両で、当該用務のために使用中のもの
- エ 放置車両の確認及び施行規則第7条の7に規定する標章の取付けのために使用する車両で、当該用務のために使用中のもの
- オ 専ら郵便法に規定する第1種郵便物、第2種郵便物、第3種郵便物及び第4種郵便物の集配のために使用する車両で、当該用務のために使用中のもの
- カ 報道機関が緊急取材のために使用する車両で、当該用務のために使用中のもの
- キ 死者の運搬のために使用する車両で、当該用務のために使用中のもの
- ク 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項に定める感染症の患者の搬送、発生を予防する活動又はまん延を防止する活動のために使用する車両で、当該用務のために使用中のもの
- ケ 医師が急病人の緊急往診のために使用する車両で、当該用務のために使用中のもの
- コ 法第51条の3第1項の規定により警察署長が移動すべきものとして指示した車両の移動及び保管を行うために使用する車両で、当該用務のために使用中のもの
- サ 法第108条の31第2項第7号及び第8号の規定により、警察署長の委託を受けて、道路若しくは交通の状況又は道路における工作物若しくは物件の設置状況の調査に使用する車両で、当該用務のために使用中のもの
- シ 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受けた車両で、現に歩行困難な者を輸送中のもの
- ス 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に定める児童虐待を受けた児童の一時保護並びに児童虐待が行われているおそれがあると認めるときの児童の住所又は居所への立入り及び必要な調査又は質問のために使用中の車両で、緊急やむを得ない理由があるもの
- (9) 次に掲げる者が現に使用中の車両で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車(歩行困難者使用中)標章

(別記様式第3号の2)(他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。)を掲出しているもの。ただし、オにあつては、昼間(日の出から日没までの時間をいう。)に限る。

- ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5に定める障害の級別に該当する障害を有するもの、下肢障害を有し、かつ、当該障害に係る1級、2級若しくは3級の1の身体障害者手帳の交付を受けている者と同程度に歩行が困難であると医師が認めたもの、又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能)を有し、かつ、当該障害に係る1級若しくは2級の身体障害者手帳の交付を受けている者と同程度に歩行が困難であると医師が認めたもの
- イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者で、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有するもの
- ウ 療育手帳の交付を受けている者で、重度の障害の判定を受けているもの
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するもの
- オ 児童福祉法第21条の5の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度(平成17年厚生労働省告示第23号)第8表に定める色素性乾皮症である者
- 第5条第3項中「第1項第5号及び前項第4号」を「前項第8号」に、「同項第5号」を「同項第9号」に、「身体障害者使用車」を「歩行困難者使用中」に改め、「同項第6号に規定する駐車禁止除外指定車(紫外線要保護者使用車)標章の交付を受けようとする者は、駐車禁止除外指定車標章交付申請書(3)(別記様式第4号の3)を」を削り、同条第5項第3号中「別記様式第4号の4」を「別記様式第4号の3」に改める。
- 第8条を次のように改める。
- (警察署長の許可による駐車禁止等の解除)
- 第8条 法第45条第1項ただし書又は法第49条の2第5項の許可を受けようとする者は、駐車許可申請書(別記様式第

- 7号)を当該場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。
- (1) 当該申請に係る車両の自動車検査証
  - (2) 申請場所及びその周辺の見取図(建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの)
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、警察署長が必要と認める書類
- 3 警察署長は、申請に係る車両の駐車が次のいずれにも該当するときは、法第45条第1項ただし書に規定する許可をするものとする。
- (1) 交通に危険を生じさせ、又は交通を著しく阻害する時間帯でなく、かつ、用務を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
  - (2) 法第45条第1項の規定により車両の駐車が禁止されている場所(当該車両が放置車両となる場合は、同項各号に掲げる場所を除く。)で、当該場所に駐車することにより、交通に危険を生じさせ、又は交通を著しく阻害するものでないこと。
  - (3) 当該申請車両以外の交通手段を利用すること又は駐車可能な場所に駐車することでは、用務を達成することが著しく困難と認められること。
  - (4) 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。
  - (5) 次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場、時間制限駐車区間及び駐車が禁止されていない道路の部分がなく、又はこれらに駐車することができないと認められること。
    - ア 長さ又は重量が相当程度の貨物の積卸しのために駐車する必要がある車両にあっては、申請場所からおおむね5メートル以内
    - イ その他の車両にあっては、申請場所からおおむね10メートル以内
- 4 警察署長は、申請に係る駐車が次のいずれにも該当するときは、法第49条の2第5項に規定する許可をするものとする。
- (1) 用務を達成するために必要な時間を超えて駐車するも

- のでないこと。
  - (2) 交通に危険を生じさせ、若しくは交通を著しく阻害し、又は当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する駐車場所及び駐車方法でないこと。
  - (3) 当該申請車両以外の交通手段を利用すること又は駐車可能な場所に駐車することでは、用務を達成することが著しく困難と認められること。
  - (4) 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。
  - (5) 申請場所からおおむね100メートル以内に路外駐車場、路上駐車場(法第49条の4第2項の規定の適用を受けるものを除く。)及び駐車が禁止されていない道路の部分がなく、又はこれらに駐車することができないと認められること。ただし、長さ又は重量が相当程度の貨物の積卸しのために申請場所に駐車する必要がある車両を除く。
- 5 第3項又は前項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、警察署長は、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。
- 6 警察署長は、駐車を許可した場合は、駐車許可証(別記様式第8号)を交付するものとする。
- 7 前項の駐車許可証の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)は、当該許可に係る車両を駐車させている間、車両の前面の見やすい箇所に駐車許可証を掲出するとともに、警察官の指示があった場合は、これに従わなければならない。
- 8 被交付者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに駐車許可証(第2号の場合にあっては亡失した駐車許可証)を交付を受けた警察署長に返納しなければならない。
- (1) 駐車許可証の有効期限が経過したとき。
  - (2) 駐車許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見したとき。
  - (3) 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。
- 第10条の2中「別表」を「別表第2」に改める。  
 第12条第9号中「(昭和26年法律第185号)」を削り、「大型自動車」の次に「、中型自動車」を加える。  
 別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

障害の区分	身体障害者福祉法施行規則別表第5に定める障害の級別	恩給法別表第1号表の2に定める重度障害の程度
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害	2級及び3級	

平衡機能障害		3級			
肢体不自由	上肢障害	1級、2級の1及び2級の2		特別項症から第三項症までの各項症	
	下肢障害	1級、2級及び3級の1			
	体幹障害	1級から3級までの各級		特別項症から第四項症までの各項症	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）		/
		移動機能	1級及び2級		
機能障害	心臓機能障害	1級及び3級		特別項症から第三項症までの各項症	
	じん臓機能障害				
	呼吸器機能障害				
	小腸機能障害				
	ぼうこう又は直腸の機能障害				
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級		/	

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第10条の2関係）

路 線 名	区 間
近畿自動車道（松原那智勝浦線）	和歌山市滝畑（府県境）から有田郡有田川町水尻字中坪84番まで
近畿自動車道（松原那智勝浦線）	御坊市野口から日高郡みなべ町徳蔵まで
一般国道42号（湯浅御坊道路）	御坊市野口字大谷口245から有田郡有田川町明王寺字東山185番2地先まで
一般国道24号（京奈和自動車道）	橋本市隅田町真土字戸立368番3から橋本市隅田町垂井字死手谷131番7まで
一般国道24号（京奈和自動車道）	橋本市小原田字佃566番1から橋本市高野口町大野字平山口1408番1まで
一般国道24号	和歌山市西汀丁40番から和歌山市小松原通一丁目2まで
一般国道24号	和歌山市栗栖字裕谷1138番1から和歌山市鳴神字砂子1014番1まで
一般国道24号	和歌山市出島字頭免104番1から和歌山市栗栖字裕谷1004番1まで
一般国道26号	和歌山市中字峠571番8から和歌山市小松原通一丁目2まで

一般国道26号	和歌山市久保丁四丁目39から和歌山市材木丁34番2まで
一般国道26号	和歌山市久保丁四丁目67番から和歌山市男野芝丁4番まで
一般国道26号	和歌山市大谷字中得289番1から和歌山市嘉家作丁15まで
一般国道26号	和歌山市大谷字中得289番1から和歌山市粟字樋ノ口79番1まで
一般国道42号	海南市藤白字浜端462番1から和歌山市小松原通一丁目2まで
一般国道42号	日高郡みなべ町南道133番1地先から御坊市塩屋町北塩屋字北湊708番1地先まで
一般県道鳴神木広線	和歌山市鳴神963番地先から和歌山市田中町五丁目1番地の10先まで
一般県道和歌山野上線	和歌山市雑賀屋町東ノ丁71番地先から和歌山市田中町五丁目1番地の10先まで
一般県道和歌山海南線	和歌山市手平三丁目28番1から和歌山市手平三丁目2番1まで
主要地方道和歌山港線	和歌山市小松原通一丁目1-5番地先から和歌山市湊薬種畑ノ坪1409番地先まで
主要地方道新和歌浦梅原線	和歌山市加納町48番地先から和歌山市材木丁58番地先まで
主要地方道新和歌浦梅原線	和歌山市材木丁58番から和歌山市西布経丁二丁目6番まで
主要地方道和歌山橋本線	和歌山市堀止東一丁目2番30から和歌山市手平五丁目36番25まで
主要地方道日高印南線	御坊市野口字堤575番1地先から御坊市野口字野尻240番地先まで
主要地方道御坊中津線	御坊市塩屋町北塩屋字北湊703番2地先から御坊市熊野字平野114番1地先まで
市道新和歌浦中之島紀三井寺線	和歌山市美園町四丁目1番1から和歌山市手平三丁目28番1まで
市道新和歌浦中之島紀三井寺線	和歌山市手平三丁目2番1から和歌山市手平五丁目36番25まで
市道野口隠谷線	御坊市野口字堤575番1地先から御坊市熊野字平野114番1地先まで

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第 1 号 (第 4 条関係)

(表面)

	番 号 第		号
	発行日	年 月	日
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">通 行 禁 止 除 外 指 定 車</div>			
車両登録番号			
除外する区域又は道路の区間			
有効期限	年	月	日まで
和歌山県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>			

備考

- 1 用紙の大きさは縦13センチメートル、横18センチメートルとする。
- 2 用紙の通行禁止除外指定車の部分の地の色は、銀色、その他の部分の地の色は白色とし、外枠は黄色、文字は黒色とする。

(裏面)

注意事項

- 1 この標章は、公安委員会による通行禁止規制が行われている道路のうち、標記の除外する区域又は道路の区間においてのみ有効である。
- 2 この標章は、被交付者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- 3 この標章を使用する場合は、車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。ただし、二輪の車両にあっては、当該車両の運転者が携帯してください。
- 4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。
- 5 この標章を交付を受けた理由以外に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。
- 6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。
  - (1) 有効期限が経過したとき。
  - (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
  - (3) 交付を受けた理由がなくなったとき。

□被交付者 氏名

別記様式第3号及び別記様式第3号の2を次のように改める。



別記様式第 3 号の 2 (第 5 条関係)

(表面)

番 号 第 _____ 号 発行日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 5px;">           駐 車 禁 止 除 外 指 定 車         </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">( 歩 行 困 難 者 使 用 中 )</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">ただし、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両に限り有効 有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">和歌山県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>

備考

- 1 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。
- 2 用紙の「駐車禁止除外指定車」の部分の地の色は、銀色、その他の部分の地の色は白色とし、文字は黒色とする。

(裏面)

注意事項

- 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車 (道路交通法第44条及び同法第75条の8)
- 法定駐車禁止場所の駐車 (道路交通法第45条第1項各号及び第2項)
- 駐車の方法に従わない駐車 (道路交通法第47条及び同法第49条の2第3項)
- 車庫代わり駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)
- 長時間駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)

- 2 この標章は、被交付者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- 3 この標章を使用する場合は、車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
- 4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。
- 5 この標章を、交付を受けた理由以外に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。
- 6 次の場合は、この標章 ((2)の場合は発見した標章) を速やかに返納してください。
  - (1) 有効期限が経過したとき。
  - (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
  - (3) 交付を受けた理由がなくなったとき。

被交付者

氏名

別記様式第3号の3を削る。

別記様式第4号の2及び別記様式第4号の3を次のように改める。

別記様式第 4 号の 2 (第 5 条関係)

駐車禁止除外指定車標章交付申請書(2)	
年 月 日	
和歌山県公安委員会 殿	
住所 申請者 氏名 電話番号	
①	
身体障害者等	住所 氏名 生年月日
身体障害者手帳等の内容	手帳番号 和歌山県・和歌山市 第 号 交付日 障害(程度)名 障害等級別 級
摘要	1 新規 2 更新 } 旧標章番号 3 車両変更 } 交付年月日 年 月 日

備考 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 4 号の 3 (第 5 条関係)

駐車禁止除外指定車標章再交付申請書 年 月 日 和歌山県公安委員会 殿 住所 氏名 ⑩ 電話番号 - -			
使 用 目 的			
指定を受けた車両の登録番号	検査証の有効期限の満了する日 年 月 日		
運 転 者	住所 氏名		
除 外 指 定 を 受 け た 区 域			
再 交 付 の 理 由			
指定を受けた標章番号及び期間	標章番号		自 年 月 日 至 年 月 日
摘 要			

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 汚損及び破損の場合は、旧標章を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第4号の4を削る。

別記様式第8号の2から別記様式第8号の4の2までを次のように改める。



別記様式第 8 号の 2 の 2 (第 11 条の 2 関係)

和歌山県公安委員会達交指第 号

過積載運転行為改善指示書

年 月 日

(自動車運転代行業者の名称)

殿

和歌山県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 58 条の 4 の規定に基づき、次のとおり指示します。

指示に係る自動車	使用の本拠の位置	
	自動車(登録)番号	
指示事項		など過積載運転行為を防止するため必要な措置を講じること。
指示の理由		

(注意) この指示を受けた日から 1 年以内に当該自動車について過積載運転代行行為が行われたときは、自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 75 条の 2 第 1 項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。

(教示) この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県公安委員会に対し異議申立てをすることができます(処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります)。また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に和歌山県を被告(和歌山県公安委員会が被告の代表となります)として提起することができます(処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

----- き ----- り ----- と ----- り -----

改善指示書番号	和歌山県公安委員会達交指第 号 ( 年 月 日付け)
受領年月日	年 月 日
受領者	印
取扱者	所属階級 氏名 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 8 号の 3 (第 11 条の 3 関係)

和歌山県公安委員会達交指第 号

## 最高速度違反行為改善指示書

年 月 日

(使用者の氏名又は名称)

殿

和歌山県公安委員会 印

道路交通法第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

指示に係る車両	使用の本拠の位置	
	車両(登録)番号	
指示事項	など最高速度違反行為を防止するため必要な措置を講じること。	
指示の理由		

(注意) 指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から 1 年以内に当該自動車について最高速度違反行為が行われたときは、道路交通法第 75 条の 2 第 1 項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。

(教示) この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県公安委員会に対し異議申立てをすることができます(処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)  
 また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に和歌山県を被告(和歌山県公安委員会が被告の代表となります。)として提起することができます(処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

----- き ----- り ----- と ----- り -----

改善指示書番号	和歌山県公安委員会達交指第 号 ( 年 月 日付け)
受領年月日	年 月 日
受領者	印
取扱者	所属階級 氏名 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 8 号の 3 の 2 (第 11 条の 3 関係)

和歌山県公安委員会達交指第 号

最高速度違反行為改善指示書

年 月 日

(自動車運転代行業者の名称)

殿

和歌山県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

主たる営業所の所在地

自動車運転代行業者名

指 示 事 項

など最高速度違反行為を防止するため必要な措置を講じること。

指 示 の 理 由

(注意) この指示に違反した場合には、自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第 23 条第 1 項等の規定による営業停止の処分を受けることがあります。

(教示) この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県公安委員会に対し異議申立てをすることができます (処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に和歌山県を被告 (和歌山県公安委員会が被告の代表となります。) として提起することができます (処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

----- き ----- り ----- と ----- り -----

改善指示書番号	和歌山県公安委員会達交指第 号 ( 年 月 日付け)
受領年月日	年 月 日
受領者	印
取扱者	所属階級 氏名 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。



別記様式第8号の4の2 (第11条の4関係)

和歌山県公安委員会達交指第 号

過労運転行為改善指示書

年 月 日

(自動車運転代行業者の名称)

殿

和歌山県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第66条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

主たる営業所の所在地	
自動車運転代行業者名	
指 示 事 項	など過労運転を防止するため必要な措置を講じること。
指 示 の 理 由	

(注意) この指示に違反した場合には、自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第23条第1項等の規定による営業停止の処分を受けることがあります。

(教示) この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県公安委員会に対し異議申立てをすることができます(処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります)。また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告(和歌山県公安委員会が被告の代表となります。)として提起することができます(処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

----- き ----- り ----- と ----- り -----

改善指示書番号	和歌山県公安委員会達交指第 号 ( 年 月 日付け)
受領年月日	年 月 日
受領者	印
取扱者	所属 階級 氏名 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第11号の3を次のように改める。

別記様式第11号の3 (第14条の4関係)

和歌山県公安委員会達交指第 号	
自 動 車 の 使 用 制 限 書	
年 月 日	
殿	
和歌山県公安委員会 印	
<p>第 7 5 条 第 2 項                  道路交通法 第 7 5 条 の 2 第 1 項 の規定に基づき、次のとおり自動車の使用の制限を命じます。</p>	
命令を受ける自動車の使用者の氏名及び住所	
命令に係る自動車の使用の本拠の名称及び位置	
命令に係る自動車の登録(車両)番号	
上記自動車を運転し、又は運転させてはならない期間	日間 年 月 日 から 年 月 日 まで
上記自動車を運転し、又は運転させてはならない理由	
<p>(教示)                  この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県公安委員会に対し異議申立てをすることができます(処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)                  また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告(和歌山県公安委員会が被告の代表となります。)として提起することができます(処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	

----- き --- り --- と --- り -----

使用制限書番号	和歌山県公安委員会達交指第 号 ( 年 月 日付け)
受領年月日	年 月 日
受領者	氏名 <span style="float: right;">㊟</span>
取扱者	所属 階級 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第11号の4中「和歌山県公安委員会指令第  
号」を「和歌山県公安委員会達交指第 号」に改める。

別記様式第19号の2中「申出者 氏名 ㊟」を  
「申出者 氏名 」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条、  
第5条及び第8条の改正規定は、平成19年9月30日から施行  
する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の和歌山県道路交通法施行細則  
(以下「旧細則」という。)第4条第3項、第5条第4項又は  
第8条第3項の規定により交付された標章で、この規則の施  
行の際、現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、  
改正後の和歌山県道路交通法施行細則(以下「新細則」と  
いう。)第4条第3項、第5条第4項又は第8条第6項の規定に  
より交付された標章とみなす。
- 3 旧細則第5条第1項第5号又は同条第2項第4号から第6号に  
規定する標章を交付された者のうち、新細則第5条第2項第  
8号及び第9号の規定の適用を受けないものは、平成22年9  
月29日までの間は新細則第5条第2項第8号及び第9号に規定  
するものとみなし、新細則第5条第2項第8号及び第9号に規  
定する標章を交付する。